

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に  
当たるときは、  
その翌日)

## 告 示

### 鳥取県告示第五百四十五号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十一年六月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 目 次

#### ◇ 告 示

青少年に有害な図書類の指定  
結核予防法による医療機関の指定  
土地改良事業の認可申請の適否の決定（二件）  
保安林の指定の解除  
保安林の指定の解除予定（三件）

開発行為に関する工事の完了  
都市計画事業の認可

#### ◇ 選管告示

個人演説会を開催することができ施設を指定した旨の報告  
個人演説会を開催することができ施設の名称等を変更した旨の報告  
個人演説会を開催することができ施設の所在地を変更した旨の報告  
狩猟免許の更新に関する適性検査等の実施

#### ◇ 公 告

狩猟免許の更新に関する適性検査等の実施

指定 番号	種 別	図 書		発行 番号等	類 別
		題 名	号 数		
2305	雑誌その他 の刊行物	イザナ を / 美少女だけを犯したい	恋愛よりも凌辱 を / 美少女だけを犯したい	E V - 7 - F	アリス出版
2306	"	恥辱 英国のキックス		G F - 7 - A	アリス出版
2307	"	エロス 未体験ホール	美少女挑発	E F - 8 - F	クラインスラープロ
2308	"	快楽実話 淫樂愛奴	白人 愛奴嬢俱樂部	Z D - 7 - F	D ● 企画
2309	"	淫らな女肉 指戯快感	禁尾亜蘭・18歳 少女伝説	G E - 7 - K	D ● 企画
2310	"	早天牝奴隷 いたずら天使		G E - 7 - J	D ● 企画
2311	"	淫らな熟肉 誘惑色あい		G F - 7 - B	D ● 企画

2312	"	裸蕪ナイバー	LP-7 7-F	D○企画
2313	"	Hheel	HH-8 8-F	D○企画
2314	"	少女白書 淫熱通信	SH-8 8-F	童里夢社
2315	"	Juicy	SJ-7 7-F	童里夢社
2316	"	黄色い毒 恋徳巨乳姦虐写真 変態巨乳	GE-4 4-F	童里夢社
2317	"	ニュー Cream 淫靡口内射精	NC-8 8-F	なし
2318	"	ラブステーション	GF-1 1-F	なし
2319	"	GAL'S KISS 3月号	雑誌 1-2 9-2 1-3	三和出版株式会社
2320	"	マスカットノート 7月号	雑誌 0-8 3-4 5-7	株式会社大洋書房
2321	"	Pinking プレ創刊7月号	雑誌 0-3 6-1 4-7	大洋図書
2322	"	セクシータイム 7月号	雑誌 1-0 5-5 3-7 7-7	株式会社鶴日正堂
2323	"	男の悦楽街 No.2	なし	ラクスナイター出版
2324	"	漫画ラブレター 7月号	雑誌 1-8 6-5 5-7	株式会社鶴堂出版
2325	"	漫画エロニエル 7月号	雑誌 1-8 3-6 5-7	株式会社光栄書房
2326	"	漫画スキヤンテイ 7月号	雑誌 1-8 3-6 3-7	株式会社光栄書房
2327	"	漫画ラブレター 7月号	雑誌 1-8 3-6 3-7	株式会社蒼竜社

2328	"	漫画エクスタ 7月号	雑誌 1-0 3-6 6-9 9-7	株式会社ワロン出版
------	---	------------	--------------------------------	-----------

鳥取県告示第五百四十六号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和六十一年六月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

医療機関名	所 在 地	指 定 年 月 日
永原 医 院	西伯郡淀江町大字西原一〇二 九一四一	昭和六十一年六月二日

鳥取県告示第五百四十七号

鳥取市が行う土地改良事業（団体営農道整備事業野坂地区農道舗装）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年六月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年六月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百四十八号

鳥取市が行う土地改良事業（団体営農道整備事業下段地区農道舗装）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十一年六月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十一年六月十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和六十一年六月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除に係る保安林の所在場所

気高郡青谷町大字青谷字赤鯛五五四三の三（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び青谷町

役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百五十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和六十一年六月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡国府町大字荒舟字ニタマタ平六四五の三・字池ヶ谷土手上六四六の一・六四六の二・字松木谷六四九の三から六四九の五まで・六四九の一四・六四九の一五・字桂ヶ谷六五〇の一・字鳥帽子谷六五一の一・字カリ尾下モ手ノ谷六五二の一・六五二の四(以上一二筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び国府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百五十一号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、  
森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和六十一年六月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

倉吉市広瀬字小狼谷一二三七・字ハンザケ一二三六の四・一二三六の六・一二三六の七・一二三六の九から一二三六の一七まで・一二三六の一九・一二三六の四〇(以上一五筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百五十二号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和六十一年六月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

岩美郡岩美町大字浦富字浜通二四七五の一八五

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

鳥取県告示第五百五十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和六十一年六月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和六十一年四月三十日 鳥取県指令受都計三一二第一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市里仁字法谷口及び字井手ノ内

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市美萩野三丁目二一六

衆沢佳美

鳥取県告示第五百五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十一年六月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画道路路事業 三・五・十二号富安大路線

三 事業施行期間

昭和六十一年六月十七日から昭和六十三年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 鳥取市興南町地内

2 使用の部分 なし

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十三号

境港市選挙管理委員会から、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号に規定する個人演説会を開催することができる施

設を次のとおり指定した旨の報告があつたので、同条第四項の規定により告示する。

昭和六十一年六月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

施設 の 名 称	所 在 地
境港市渡町一区会館	境港市渡町二六五三
境港市渡町二区会館	渡町九〇二一一
境港市渡町八区会館	渡町二三四三
境港市清水町会館	清水町九一一一三
境港市西森岡会館	森岡町一一二六
境港市渡町三区会館	渡町一四〇〇一三
境港市中浜公民館集会所	財ノ木町六七〇
境港市芝町会館	芝町三九五

鳥取県選挙管理委員会告示第四十四号

境港市選挙管理委員会から、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第

百六十一条第一項第三号に規定する個人演説会を開催することができる施設の名称及び所在地について、次のとおり変更された旨の報告があつたので、告示する。

昭和六十一年六月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

変更後の名称	変更前の名称	所 在 地
境港市小篠津町会館	境港市児童厚生体育館	境港市小篠津町九四五一
境港市財ノ木町会館	境港市農民研修会館	財ノ木町六六一一二

鳥取県選挙管理委員会告示第四十五号

北条町選挙管理委員会から、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号に規定する個人演説会を開催することができる施設の所在地について、次のとおり変更された旨の報告があつたので、告示する。

昭和六十一年六月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 前 田 忠 雄

所在地の変更された施設の名称	同上の所在地
北条町立中央保育所	東伯郡北条町大字弓原四五八
北条町立東保育所	大宰江北三八五四

公 告

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第7条ノ4に規定する狩猟免許の更新に関する適性検査及び講習を次のとおり実施する。

昭和61年6月17日

鳥取県知事 西 尾 四 次

1 対象者

鳥取県内に住所を有し、現に狩猟免許を受けている者で、当該狩猟免許の更新を受けようとするもの

2 実施期日等

(1) 鳥取地方農林振興局管内

実施期日	時間	場 所	対 象 者
昭和61年 7月30日	8時30分 から	鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第2庁舎第21会議室	鳥取市、岩美郡、及び気高郡に住所を有する者

(2) 八頭地方農林振興局管内

実施期日	時間	場 所	対 象 者
昭和61年 7月29日	9時から	八頭郡家町郡家 鳥取県八頭総合事務所大会議室	八頭郡に住所を有する者

(3) 倉吉地方農林振興局管内

実施期日	時間	場 所	対 象 者
昭和61年 8月1日	9時から	倉吉市東巖城町2 鳥取県中部総合事務所大会議室	倉吉市及び東伯郡に住所を有する者

(4) 米子地方農林振興局管内

実施期日	時間	場 所	対 象 者
昭和61年 7月29日	9時から	米子市樺町一丁目160 鳥取県西部総合事務所講堂	米子市、境港市及び西伯郡に住所を有する者

(5) 日野地方農林振興局管内

実施期日	時間	場 所	対 象 者
昭和61年 7月31日	9時から	日野郡日野町根雨140-1 鳥取県日野総合事務所大会議室	日野郡に住所を有する者

3 講習

(1) 科目

ア 鳥獣保護及び狩猟に関する法令

イ 鳥獣の判別

ウ 猟具の取扱い

(2) 時間

3時間

4 適性検査

講習終了後狩猟に関する適性を審査するため、次の項目につき適性検査を行う。

(1) 視力

(2) 聴力

(3) 運動能力

5 受検申込手續

(1) 所定の狩猟免許更新申請書に次に掲げる書類を添えて所轄の地方農林振興局長に提出すること。

ア 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.6センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの1枚

イ 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けていない場合にあつては、その者が鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第6条第2号又は第3号に該当するかどうかについての医師の診断書

(2) 申込期間

鳥取県鳥取地方農林振興局管内 昭和61年7月19日（土）まで

鳥取県八頭地方農林振興局管内 昭和61年7月19日（土）まで

鳥取県倉吉地方農林振興局管内 昭和61年7月21日（月）まで

鳥取県米子地方農林振興局管内 昭和61年7月19日（土）まで

鳥取県日野地方農林振興局管内 昭和61年7月22日（火）まで

(3) 狩猟免許更新手数料及びその納付方法

ア 狩猟免許更新手数料 1,700円

イ 納付方法

アに記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を狩猟免許更新申請書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。この場合、消印しないこと。

6 その他

詳細については、鳥取県農林水産部造林課（電話0857—26—7305）又は各地方農林振興局林業課に問い合わせること。